

さいたま市告示第414号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、その概要等を同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西友東岩槻店

所在地 さいたま市岩槻区東岩槻二丁目1番9号、同番10号、同番11号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 明治安田生命保険相互会社

代表者氏名 代表執行役 根岸 秋男

住所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6, 115 m²

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日

平成30年1月31日

(6) 変更する理由

店舗閉鎖の為

2 届出年月日

平成30年3月16日

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係

(2) 電話 048（829）1364